

単品スライド条項の運用について（ポイント）

1. 対象となる「主要工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

「鋼材類」、「燃料油」、「その他工事材料」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油、アスファルト合材など）

【スライド適用の対象工事】

全ての工事を対象とし、品目分類ごとの増加分が対象工事費の1%以上変動している工事

2. スライド条項の適用手続

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2ヶ月前までに請求 → 工期末に変更契約

(2) 証明書類の提出（必須）

受注者は、受注者が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明するため、納品書、請求書、領収書の写しを提出する必要がある。

なお、受注者は、実際に購入した対象材料の価格の妥当性を証明する、3社見積りの写し等を提出する必要がある。

（注）鋼材類について証明書類が揃わない場合は、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格（対象材用を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。

（注）燃料油について、証明書類が揃わない場合は、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。

3. スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類、その他工事材料〕 現場に搬入された月の実勢価格

（注）複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕 購入された月の実勢価格

（注1）複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

（注2）月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

4. スライド額の計算で用いる対象数量

- ・ 設計図書に記載された数量
- ・ 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- ・ 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

5. スライド額の計算

$$S = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初}) - P \times 1/100$$
$$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材料}^{当初} = \{ p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2$$
$$+ \dots + p_m \times D_m \times k_m \} \times 110/100$$
$$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材料}^{変更} = \{ p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2$$
$$+ \dots + p'_m \times D_m \times k_m \} \times 110/100$$

$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材料}^{変更}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油又は主要な工事材料の金額

$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材料}^{当初}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油又は主要な工事材料の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 請負代金額

(注1) 実際の購入金額が実勢価格を上回る場合にあつては、受注者が対象材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、実際の購入金額を用いてスライド額を算定する。

※実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類については2(2)を参照。

(注2) 実際の購入金額が実勢価格を下回る場合にあつては、実際の購入金額を用いてスライド額に算入する。

6. その他

部分引き渡しをした工事の部分、部分払[※]の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。

※受注者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるときは適用可。

7. 実勢価格と実際の購入価格について

- (1) 「3. スライド額の計算で用いる単価」における実勢価格について
<鋼材類、その他工事材料>

価格採用順	設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
1	設定単価（定期調査分を含む）による場合	当該月の設定単価により単価を設定する。
2	物価資料に掲載がある場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
3	特別調査（臨時調査）による場合	現段階において、過去の価格を調査することや見積りを収集することが困難であるため、個別の実取引価格を実勢価格とすることを原則とする。
4	見積もりによる場合	実取引価格の単価精査を行うため、必要に応じて類似品目資材の価格比較（アップ率）や調査機関への問合せ等を行い、実取引価格の妥当性を確認し、実勢価格とする。

<燃料油>

- ・対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の設定価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した単価）とする。
- ・対象材料のうち、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についてもスライド対象数量とすることとした場合、又は減額変更する場合で発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における設定単価の平均価格とする。

(2) 「5. スライド額の計算に用いる材料単価」について

<実際の購入金額が実勢価格を上回る場合>

受注者が、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類（納品書、請求書、領収書、3社見積もり等）を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合は、実際の購入金額を用いてスライド額を算定する。

認められない場合は、鋼材、その他工事材料については上表による額を用いることとする。

<実際の購入金額が実勢価格を下回る場合>

実際の購入金額を用いてスライド額を算定する。

申請・協議の手続きについて

単品スライドの請求は、工期末の2ヶ月前まで

※部分引き渡しを行う「指定部分」は、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求

